

8 エネルギー関係

(2) 電気事業

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
燃料電池発電設備の電気工作物としての区分	小出力の燃料電池発電設備を事業用電気工作物から一般用電気工作物に区分を変更することについて、今後、自動車用燃料電池等も含め、燃料及びその供給方式の開発・普及、メーカー、燃料供給者等における保守管理についての支援体制の整備等の動向を踏まえつつ検討を進める。			12年度 （検討）	<p>（経済産業省）</p> <p>平成16年3月に、小出力の燃料電池発電設備を事業用電気工作物から一般用電気工作物に区分を変更することに関する検討を終了した。</p> <p>検討結果を踏まえ、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）等を改正し、一定の要件を満たす燃料電池発電設備を一般用電気工作物に位置付けた。（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第17号）、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第18号）、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第19号）：それぞれ平成17年3月10日施行）</p>	

(3) 一般ガス、熱供給事業

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
一般ガス事業の許可	一般ガス事業の許可に関するガス事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				<p>（経済産業省）</p> <p>- 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。</p>	

簡易ガス事業の許可	簡易ガス事業の許可に関するガス事業法第37条の4第1項第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) - 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。	
熱供給事業の許可	熱供給事業の許可に関する熱供給事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) - 将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。	

(4) その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
報告書類の電子化(エネルギー管理)	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「エネルギー管理定期報告書」の届出等諸手続について、電子化(電子メールによる届出等)を推進する。			12年度(検討)	(経済産業省) 平成15年2月3日に施行された「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の法令により、経済産業省の所管する法令に根拠を有する、国民等と行政機関等との間の申請・届出等のすべての行政手続について、原則として、書面によることに加え、オンラインによることが可能となっており、省エネ法に基づく手続についても、全ての申請・届出等の手続(法第11条に基づく定期報告等、75手続)について、オンラインによる手続が可能となっている。		